定款

株式会社エスアイイー

定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社エスアイイーと称し、英文では、SIE Co., Ltd. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) ITスクールの経営
 - (2) インターネットを利用した各種教育、教養講座の企画運営業務
 - (3) コンピュータシステム関連の出版業務
 - (4) 出版事業に関する調査、研究及び資料の収集
 - (5)機関紙その他刊行物の発行
 - (6) 労働者派遣業
 - (7) 有料職業紹介事業
 - (8) 広告の企画及び制作並びに代理業
 - (9) テレビ、インターネットを利用した動画番組の企画、制作、宣伝、販売
 - (10) インターネットを利用した情報提供及び情報提供の仲介業務
 - (11) インターネットのホームページの企画及び制作並びにコンサルティング業務
 - (12) インターネットを利用した情報システム及び通信ネットワークの企画、設計、 開発、販売、保守、運用の受託及びコンサルティング業
 - (13) 音楽、映像に関するソフトウェアの企画、制作及び販売並びに著作権の管理
 - (14) イベントの企画、制作、運営、演出
 - (15) コンピュータ、通信機器の販売、設置工事、賃貸及び導入指導
 - (16) セキュリティ診断業務
 - (17) セキュリティ方針策定・設計業務
 - (18) システム開発及びインフラ構築の受託業務
 - (19) ゲーム事業に関する企画・開発・運営業務並びに受託及びコンサルティング業 森
 - (20) 通信販売業務の企画、実施
 - (21) 電気通信事業
 - (22) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1,200万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを 受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株 予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを 取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権 を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

- 第18条 取締役は、株主総会において選任する。
 - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を

有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。
 - 2 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第20条 取締役会はその決議によって、代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長と なる。
 - 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以上、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 執行役員

(執行役員)

- 第27条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任することができる。
 - 2 執行役員は、取締役会の定めた業務の執行を行う。

(執行役員規程)

第28条 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、 取締役会において定める執 行役員規程による。

第6章 監査役

(員数)

第29条 当会社の監査役は、10名以内とする。

(選任方法)

- 第30条 監査役は、株主総会において選任する。
 - 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査 役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議に よって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったこと

による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの1年とする。

(自己の株式の取得)

第35条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月末日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる

(中間配当)

第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第8章 附則

(法令の準拠)

第1条 この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の関係法令によるものとする。

(電子提供措置の効力発生日)

第2条 定款第16条(電子提供措置等)の新設は、当会社が当会社の株式につき株式会社東京 証券取引所により上場の承認を受けた日から効力を生じるものとする。

なお、本附則第2条は同日後をもってこれを削除する。